

共生型サービスの事業所指定について

介護保険課

1

共生型サービスの概要



- ◆ **共生型サービス**は、「介護保険」又は「障がい福祉」のいずれかのサービスの指定を受けている事業所が、**もう一方の制度の指定も受けやすく**するための「指定手続きの特例」です
- ◆平成30年4月の法改正に伴い、障がい福祉サービス等の指定を受けた事業所であれば、共生型介護保険サービスの指定を受けることにより、**障がい福祉サービス事業所の設備・人員配置で高齢者の利用を受け入れる**ことが可能となりました

1 指定要件

- ◆共生型介護保険サービスの指定要件は、障がい福祉サービス等の指定を受けていることとなります
- ◆共生型介護保険サービス利用者と障がい福祉サービス等事業所の利用者の合計人数に対して、従業員数及び施設の面積や設備が障がい福祉サービスの基準を満たしている必要があります



2 定員の考え方

- ◆共生型介護保険サービスの指定を受けた場合、障がい福祉サービス等事業所が定める利用定員の範囲内で高齢者を受け入れることが可能です
※定員が18人以下の場合、高齢者の利用は豊田市民に限られます
- ◆当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても支障ありません

高齢者＋障がい者で
定員以内であればOK



(例) 定員20名の場合、利用日によって指定生活介護の利用者が10人、共生型通所介護の利用者が10人であっても、指定生活介護の利用者が5人、共生型通所介護の利用者が15人であっても支障ありません

3 管理者

- ◆共生型介護保険サービスの管理者と、障がい福祉サービス等の管理者が兼務であっても支障ありません



4 技術的支援

- ◆共生型介護保険サービス事業所が高齢者に適切なサービスを提供するため、それぞれのサービスに対応した指定居宅サービス事業者等又はその他の関係施設から必要な技術的支援を受けている必要があります ※技術的支援を受ける相手先にお困りであればご相談ください

5 サービスの種類

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
デイケア	○ 通所リハビリテーション	→	○ 自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護	→	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	<input type="checkbox"/> 通い <input type="checkbox"/> 泊まり	→	○ 短期入所



出典：厚生労働省ホームページ「共生型サービスの対象となるサービス」

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

2 共生型サービスの指定を受けたいときは

1 参考資料

◆厚生労働省 共生型サービス★はじめの一步★～立ち上げと運営のポイント～

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_200423_2.pdf

2 手続きの流れ【イメージ】

重要! まずは介護保険課へご相談ください

豊田市 福祉部
介護保険課 施設担当
TEL 0565-34-6634
FAX 0565-34-6034

申請手順の確認

（※ 障がい福祉サービスの定員の範囲内でサービスを行います）

申請書の事前確認を受ける

申請書類に不備・不足がないか、内容が適切であるかなど事前確認を受けます

※ 申請書案を介護保険課へ提出、書類確認をさせていただきます

※ 既存サービスである障がい福祉サービスの指定通知の写しを添付いただきます

指定申請（毎月月末 提出締切）

介護保険課での事前確認が終了後、指定申請を行い書類審査を受けます

書類審査が終わると介護保険課から指定通知があります

変更届等の提出（必要に応じて）

※ 共生型介護保険サービス開始により、運営規程や定款等

に変更のある場合障がい福祉課への変更届が必要です

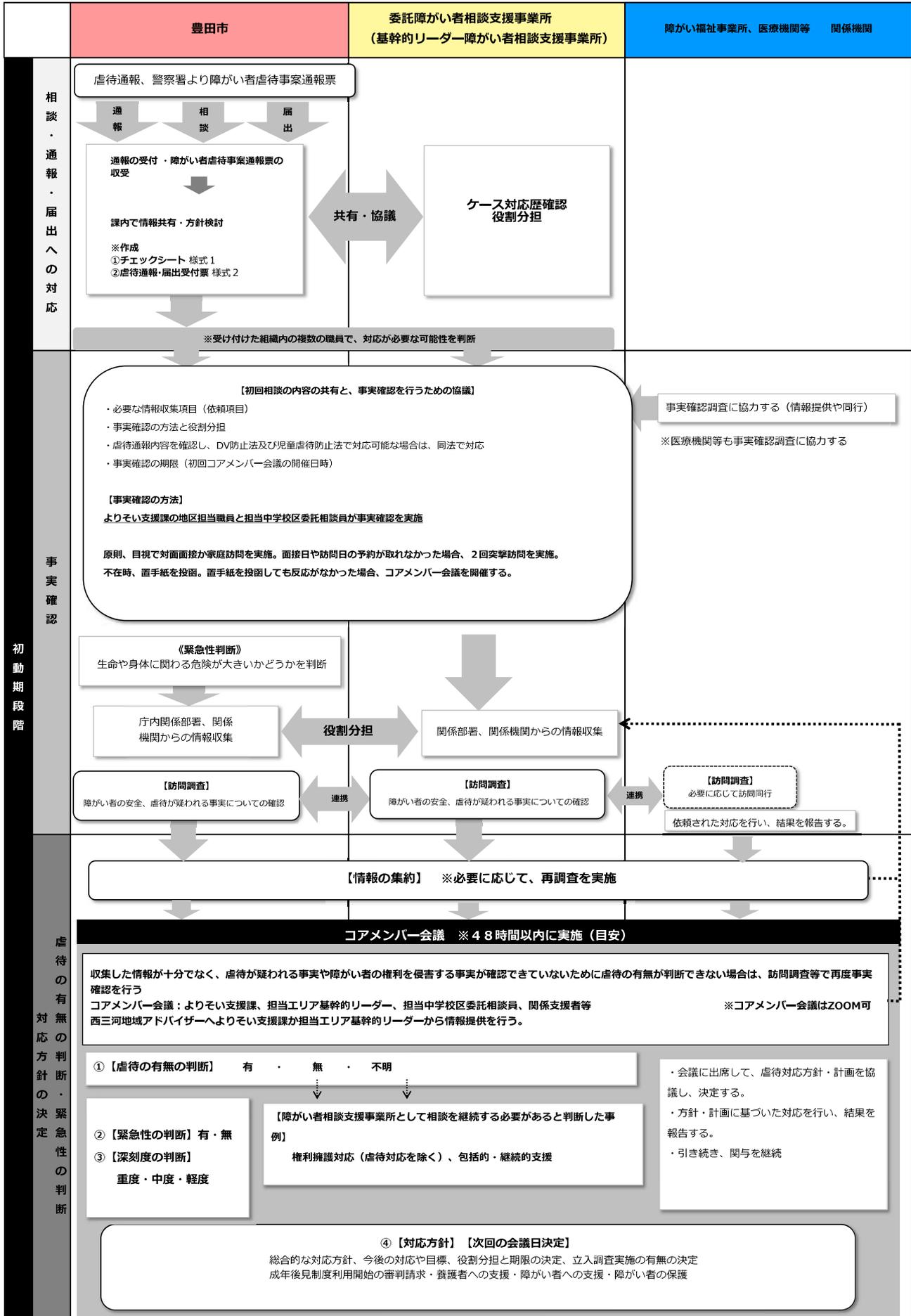
事業開始（申請月の翌々月 1 日付けで指定します）

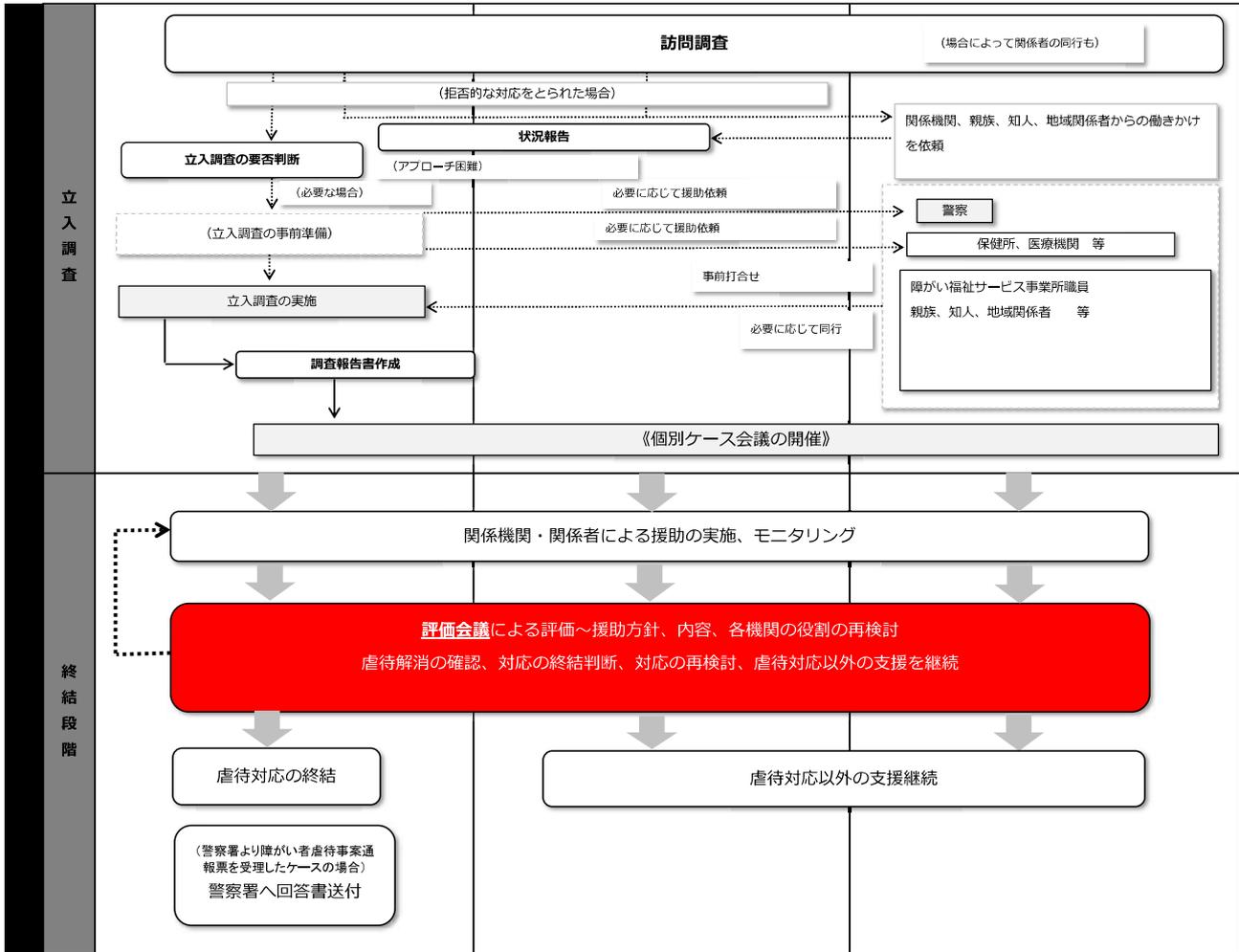


養護者による障がい者虐待対応について

よりそい支援課

豊田市 養護者による障がい者虐待の対応手順（初動期段階）





出典：厚生労働省 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き 参考

養護者による障がい者虐待対応に係る説明会

令和7年12月2日（火）午後2時から

- 1 養護者による障がい者虐待の現状及び課題について
- 2 養護者による障がい者虐待対応の流れ（フロー）について
- 3 ヒアリングの際にいただいたご意見・質問に対する回答について
- 4 質疑応答

養護者による障がい者虐待とは

障がい者虐待防止法

障がい者虐待防止法（正式には「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、障がい者の尊厳を保護し、自立や社会参加を妨げる虐待行為を禁止して、障がい者の権利を擁護すること。

（注釈1） **養護者とは**…障がい者を現に養護する（お世話している家族等）

養護者による障がい者虐待

障がい者の生活や金銭の管理、自宅の鍵の管理など何らかの世話をしている者（家族、親族、同居人等）、同居する人による虐待
同居していなくても、現に身近の世話をしている親族や知人等が養護者に該当する場合がある

障がい者虐待の分類

虐待となる行為	身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること 正当な理由のない身体拘束
	介護・世話の放棄 ・放任	障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
	心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
	性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること
	経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分すること 障がい者の希望する金銭の使用を理由なく制限すること その他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること

障がい者虐待の現状・課題

養護者による障がい者虐待の状況について ①

R 4～7年度 養護者による障がい者虐待通報件数（実数）

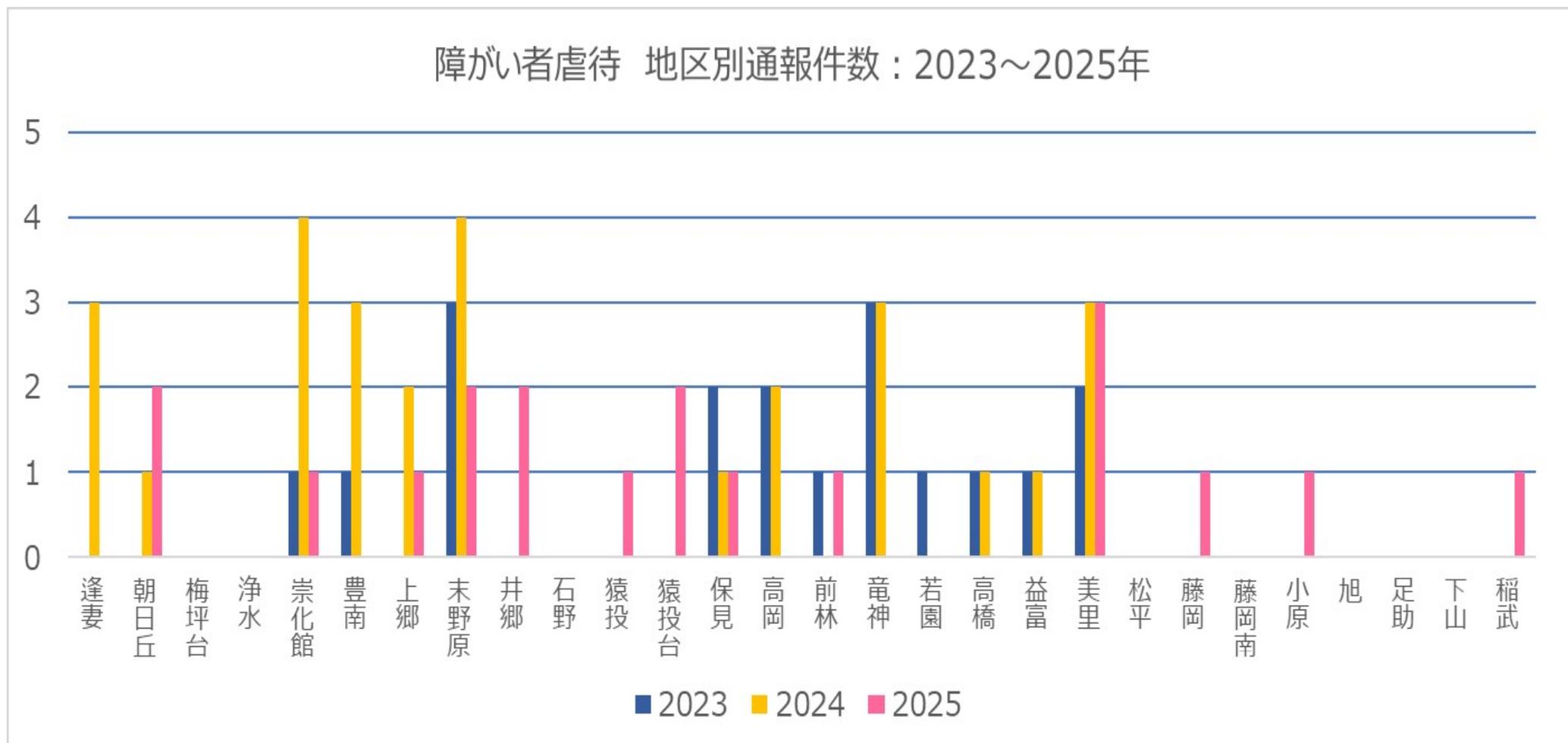
	相談・通報・届出件数	うち、虐待と認められた件数
R 4	1 8 件	1 件
R 5	1 9 件	3 件
R 6	1 9 件	1 8 件

R 7年度（10月末現在）

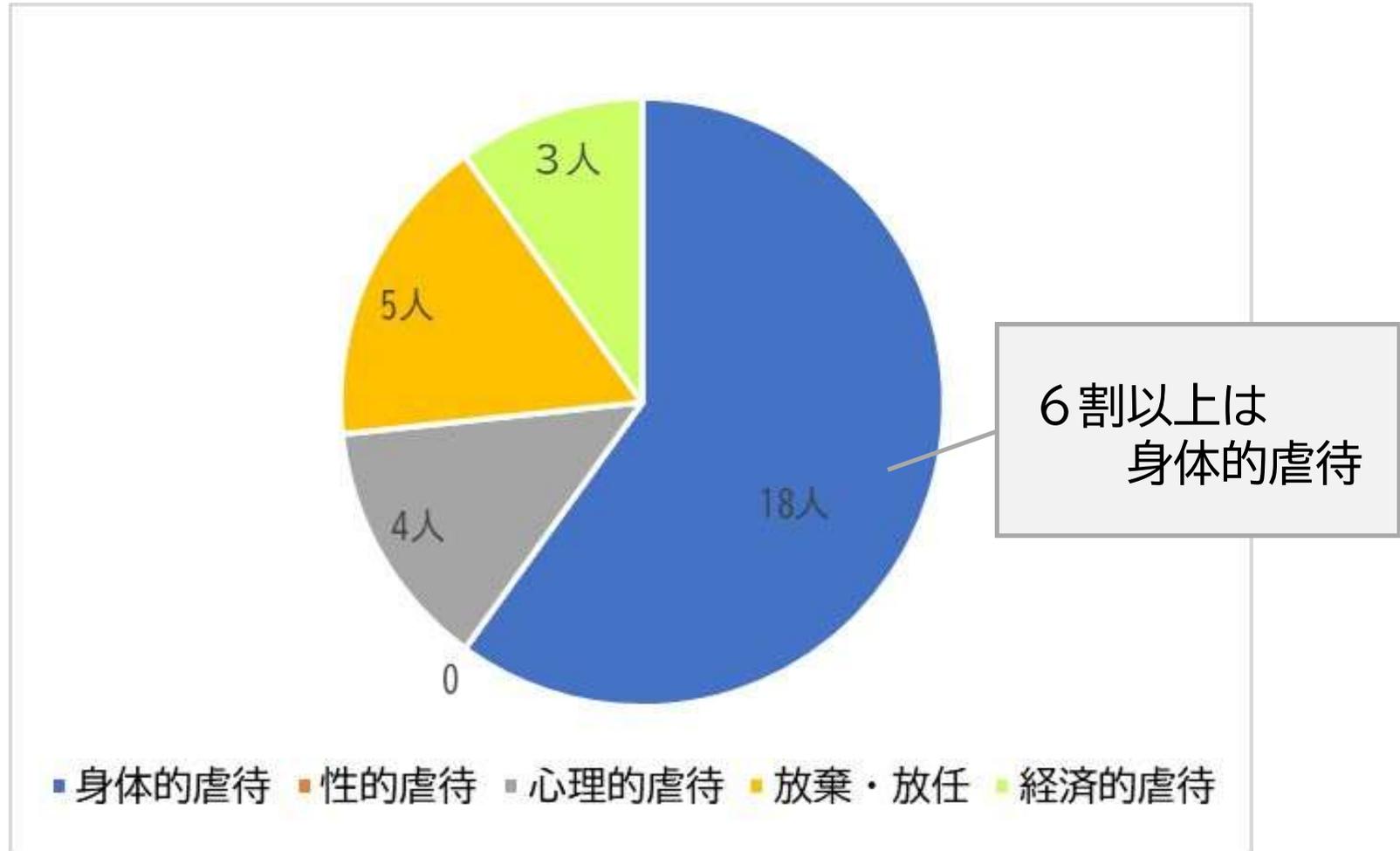
相談・通報・届出件数 2 0 件 うち、虐待と認められた件数 1 7 件

養護者による障がい者虐待の状況について ②

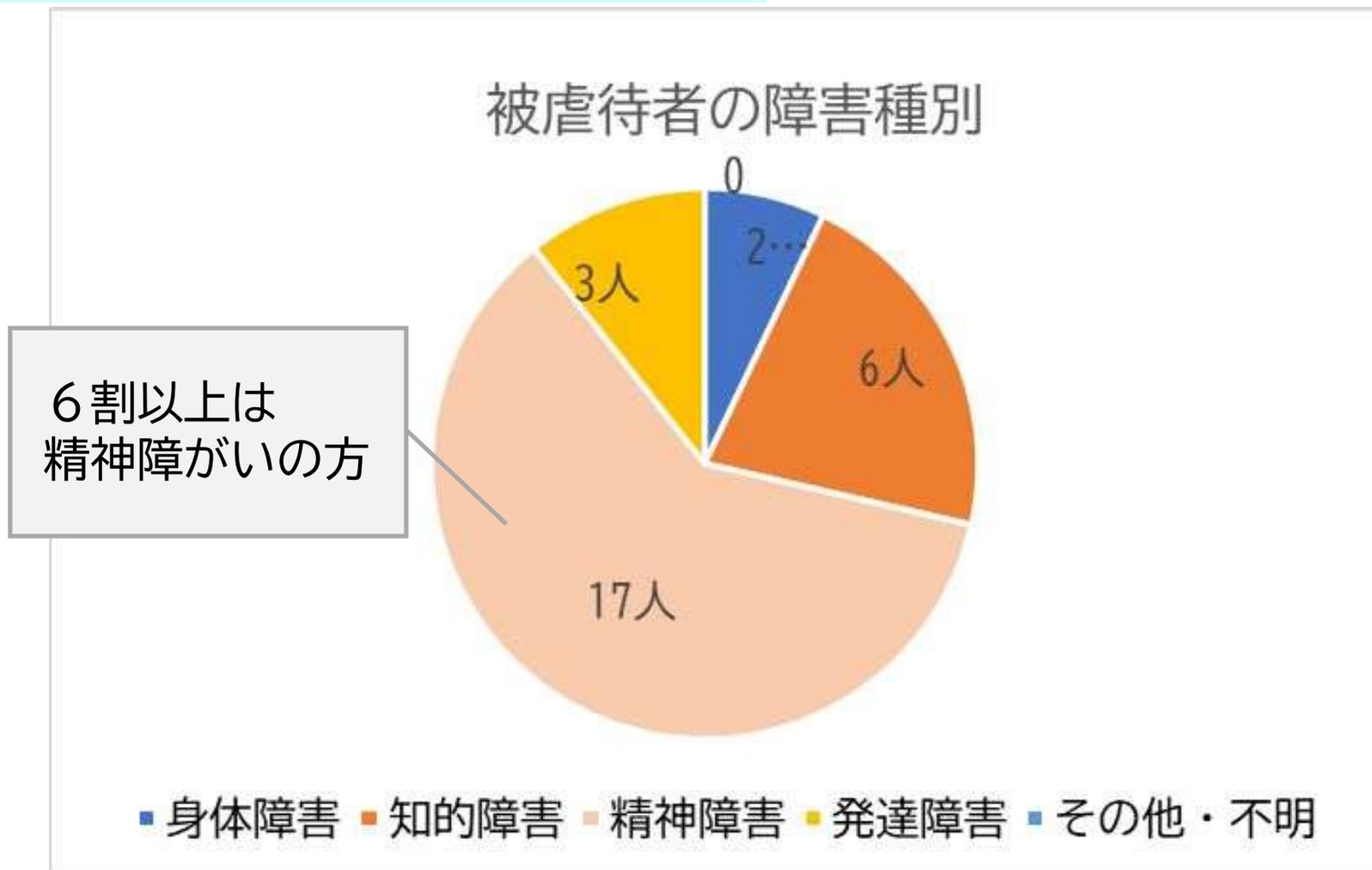
R 5～7年度 養護者による障がい者虐待通報件数（地区ごと）



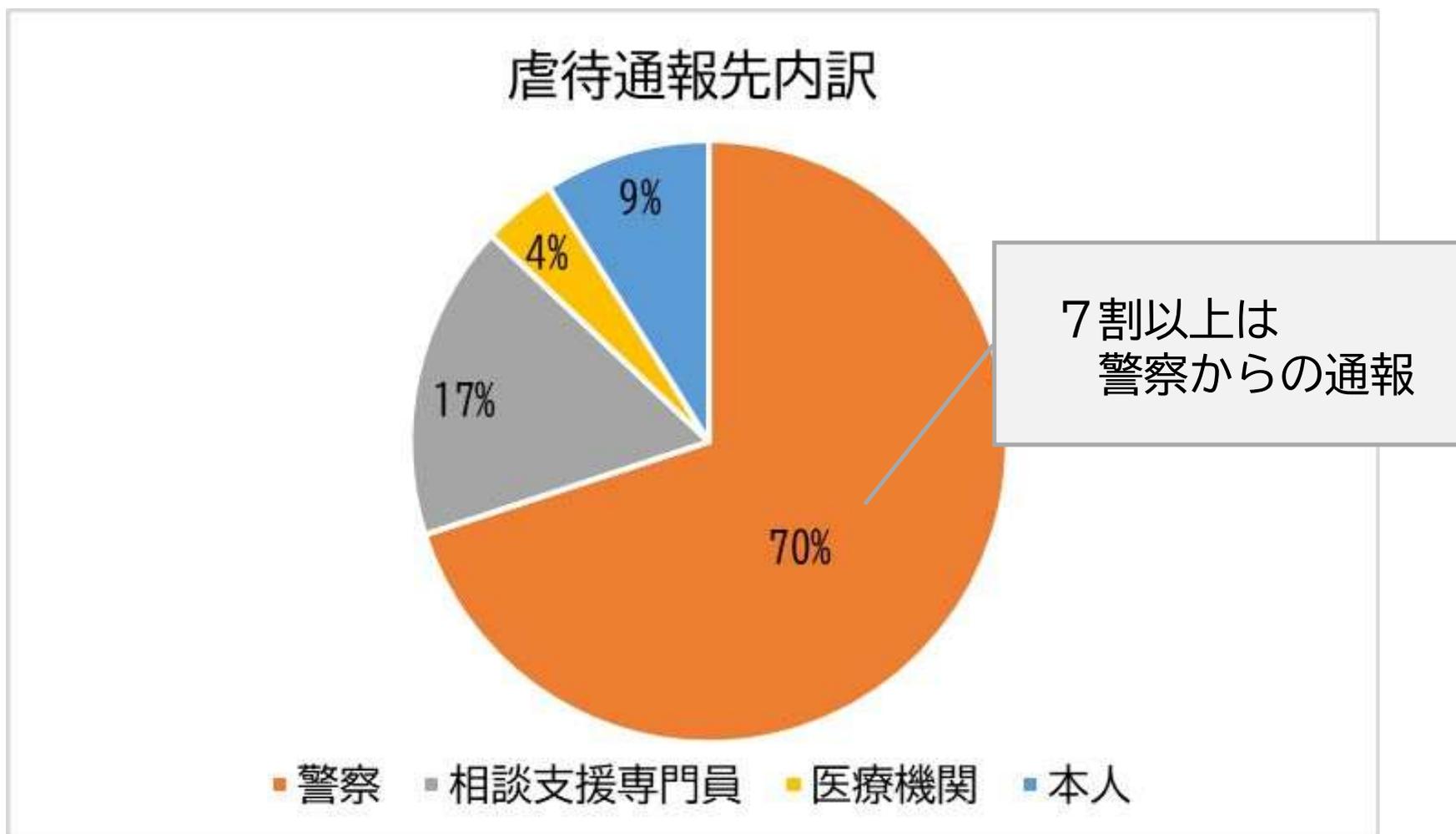
R6年度 障がい者虐待虐待種別件数



R6年度 障がい者虐待通報における虐待種別件数



R 6 年度 障がい者虐待通報先内訳



○ 障がい者虐待通報に基づく事実確認方法のばらつき

よりそい支援課職員による電話での聞き取りや対面での聞き取りなど、職員によって対応にばらつきがある。

○ 障がい者の方の関わりにおいて、職員の経験不足や知識不足がある

高齢者虐待通報件数に比べ、障がい者虐待通報は件数が少なく地区によりばらつきがある。そのため、職員によって障がい者虐待対応の経験や障がい者への関わり方自体の経験も乏しいなどばらつきがある。

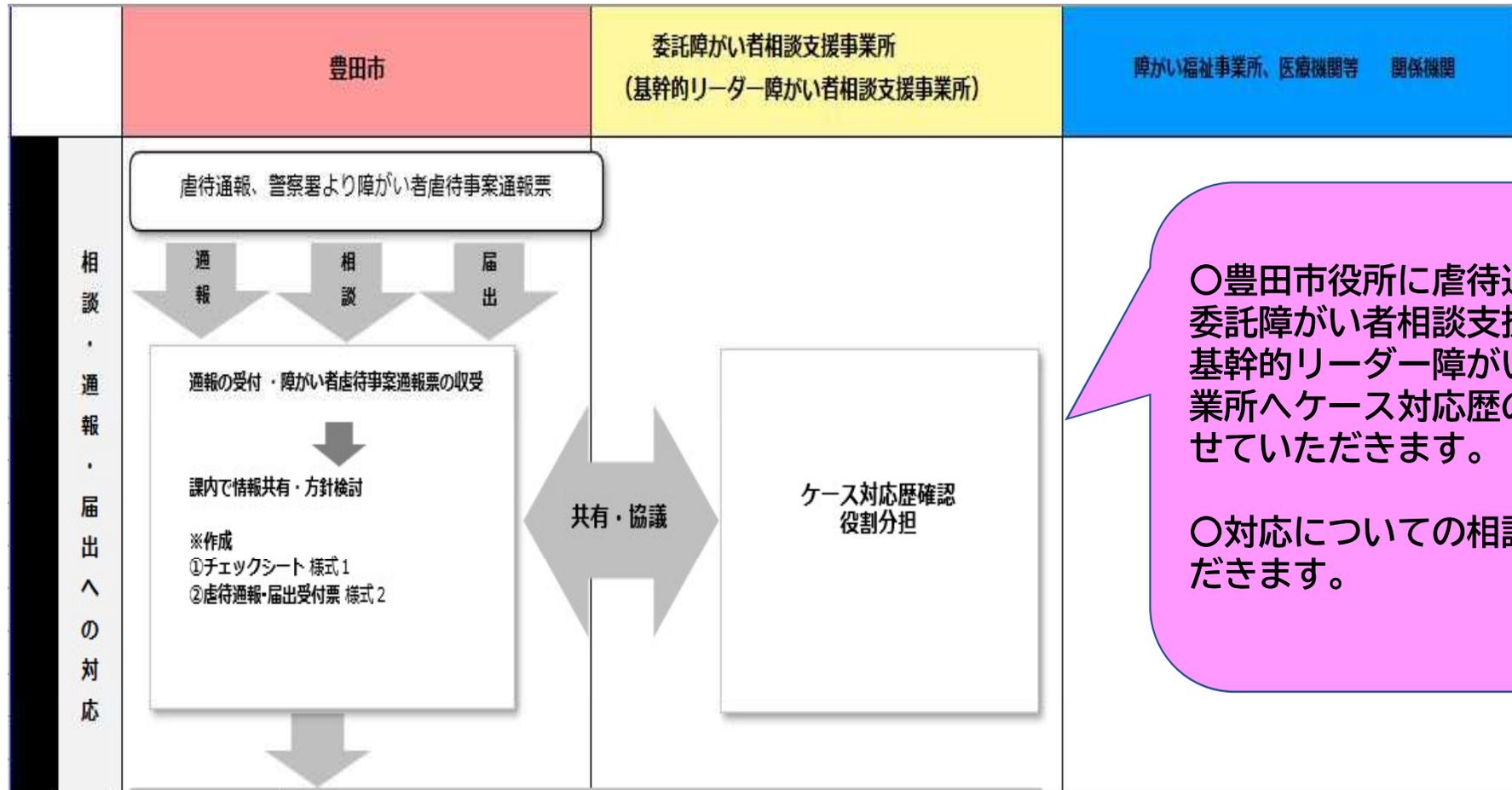
よりそい支援課の職員は、大多数が事務職で専門職（社会福祉士や保健師等）は少数。

○ 高齢者虐待対応と同様に、市だけではなく関係機関も含めた虐待の判断やその後の支援方針等の検討が必要

障がい相談支援事業所などの関係機関から専門的な立場での助言や支援方針等の検討を行うことで、虐待と判断しなかった場合でも支援のつながりや継続的な関りにつながる可能性が増える。

養護者による障がい者虐待対応の流れ（フロー）について

養護者による障がい者虐待対応手順



○豊田市役所に虐待通報が入った後、委託障がい者相談支援事業所または基幹的リーダー障がい者相談支援事業所へケース対応歴の有無を照会させていただきます。

○対応についての相談をさせていただきます。

【初回相談の内容の共有と、事実確認を行うための協議】

- ・必要な情報収集項目（依頼項目）
- ・事実確認の方法と役割分担
- ・虐待通報内容を確認し、DV防止法及び児童虐待防止法で対応可能な場合は、同法で対応
- ・事実確認の期限（初回コアメンバー会議の開催日時）

【事実確認の方法】

よりそい支援課の地区担当職員と担当中学校区委託相談員が事実確認を実施

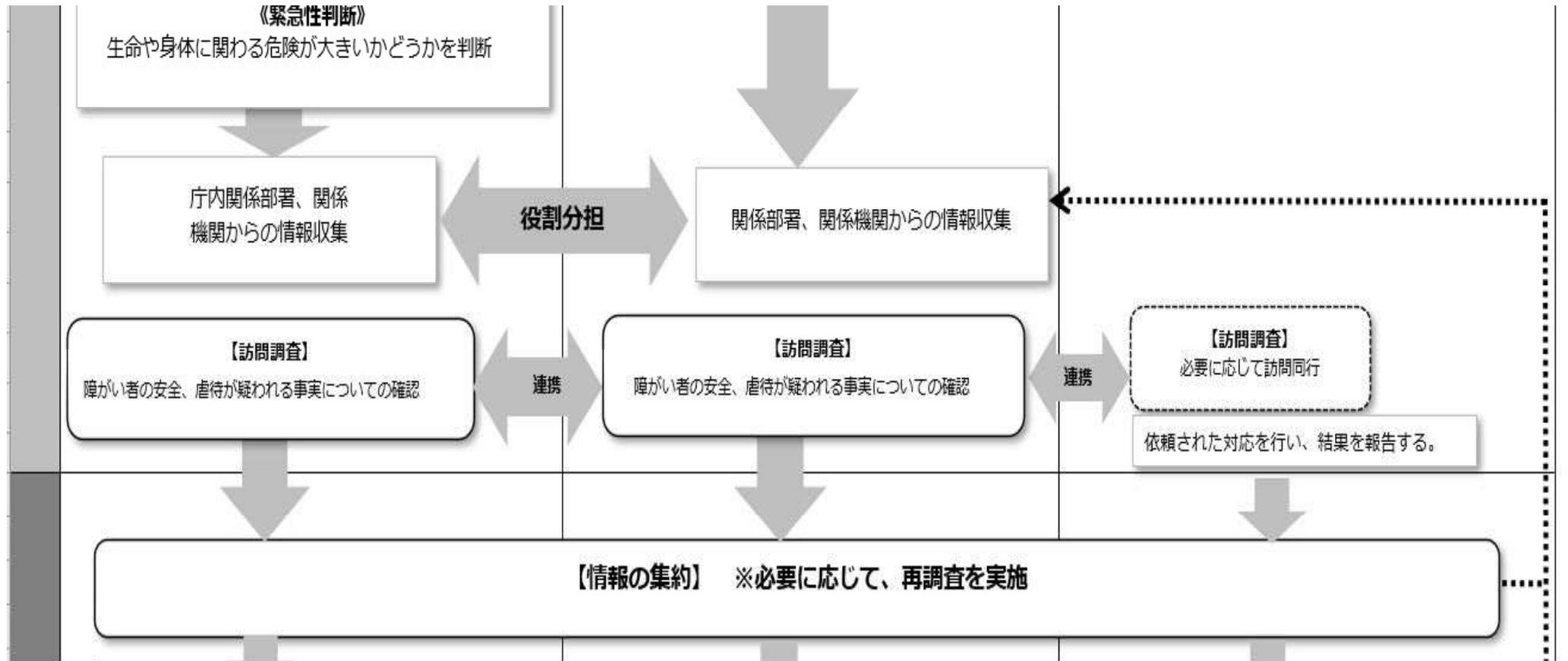
原則、目視で対面面接か家庭訪問を実施。面接日や訪問日の予約が取れなかった場合、2回突撃訪問を実施。

不在時、置手紙を投函。置手紙を投函しても反応がなかった場合、コアメンバー会議を開催する。

○事実確認の際、豊田市役所よりよりそい支援課地区担当職員と担当中学校区委託相談員が事実確認を行います。

○原則、対面面接か家庭訪問を行い、事実確認を行います。

養護者による障がい者虐待対応手順



養護者による障がい者虐待対応手順

虐待の有無の判断・緊急性の判断
対応方針の決定

○コアメンバー会議に出席していただきます。虐待の有無、今後の方針、次回の評価会議日を決めます。

コアメンバー会議 ※48時間以内に実施（目安）

収集した情報が十分でなく、虐待が疑われる事実や障がい者の権利を侵害する事実が確認できていないために虐待の有無が判断できない場合は、訪問調査等で再度事実確認を行う
コアメンバー会議：よりそい支援課、担当エリア基幹的リーダー、担当中学校区委託相談員、関係支援者等 ※コアメンバー会議はZOOM可
西三河地域アドバイザーへよりそい支援課か担当エリア基幹的リーダーから情報提供を行う。

①【虐待の有無の判断】 有 ・ 無 ・ 不明

②【緊急性の判断】 有 ・ 無

③【深刻度の判断】
重度 ・ 中度 ・ 軽度

【障がい者相談支援事業所として相談を継続する必要があると判断した事例】
権利擁護対応（虐待対応を除く）、包括的・継続的支援

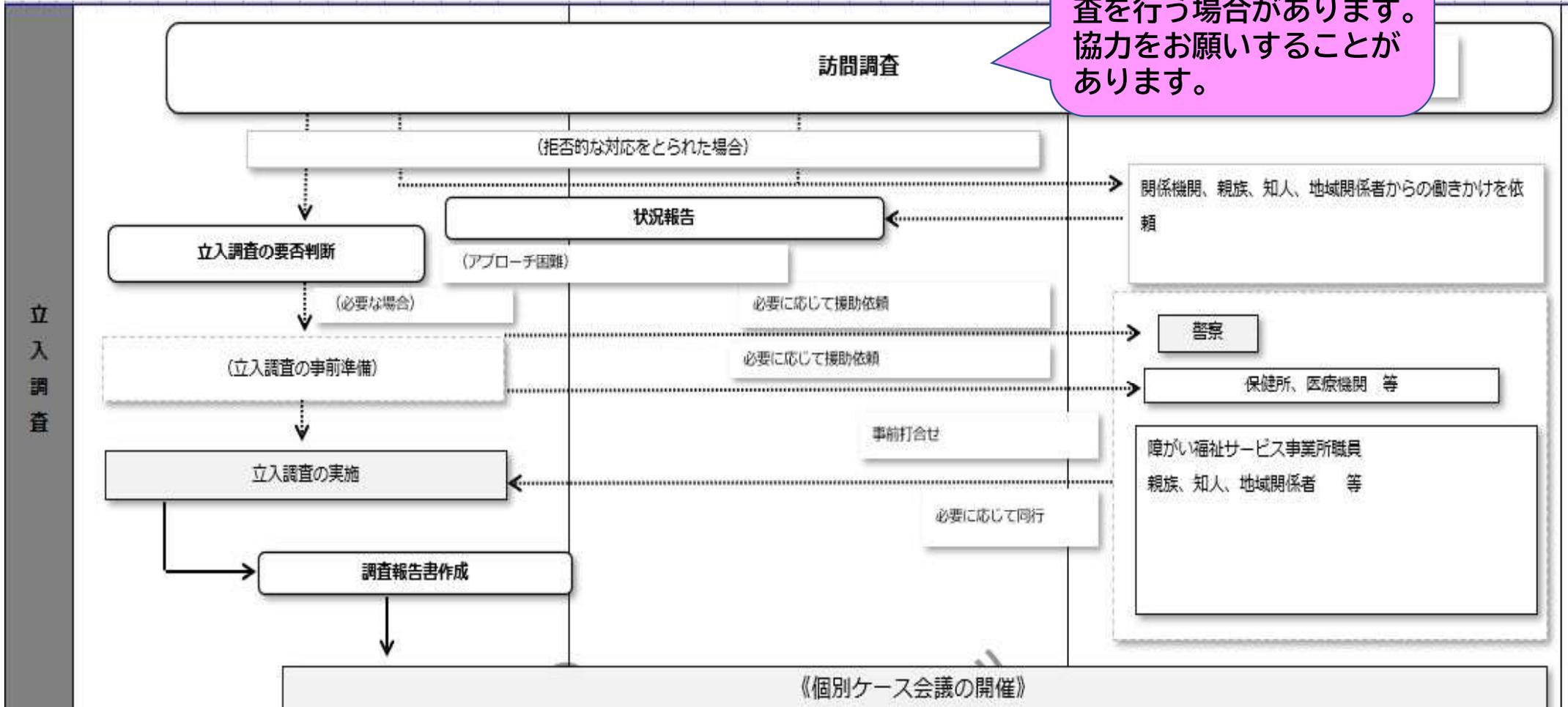
- ・会議に出席して、虐待対応方針・計画を協議し、決定する。
- ・方針・計画に基づいた対応を行い、結果を報告する。
- ・引き続き、関与を継続

④【対応方針】【次回の会議日決定】

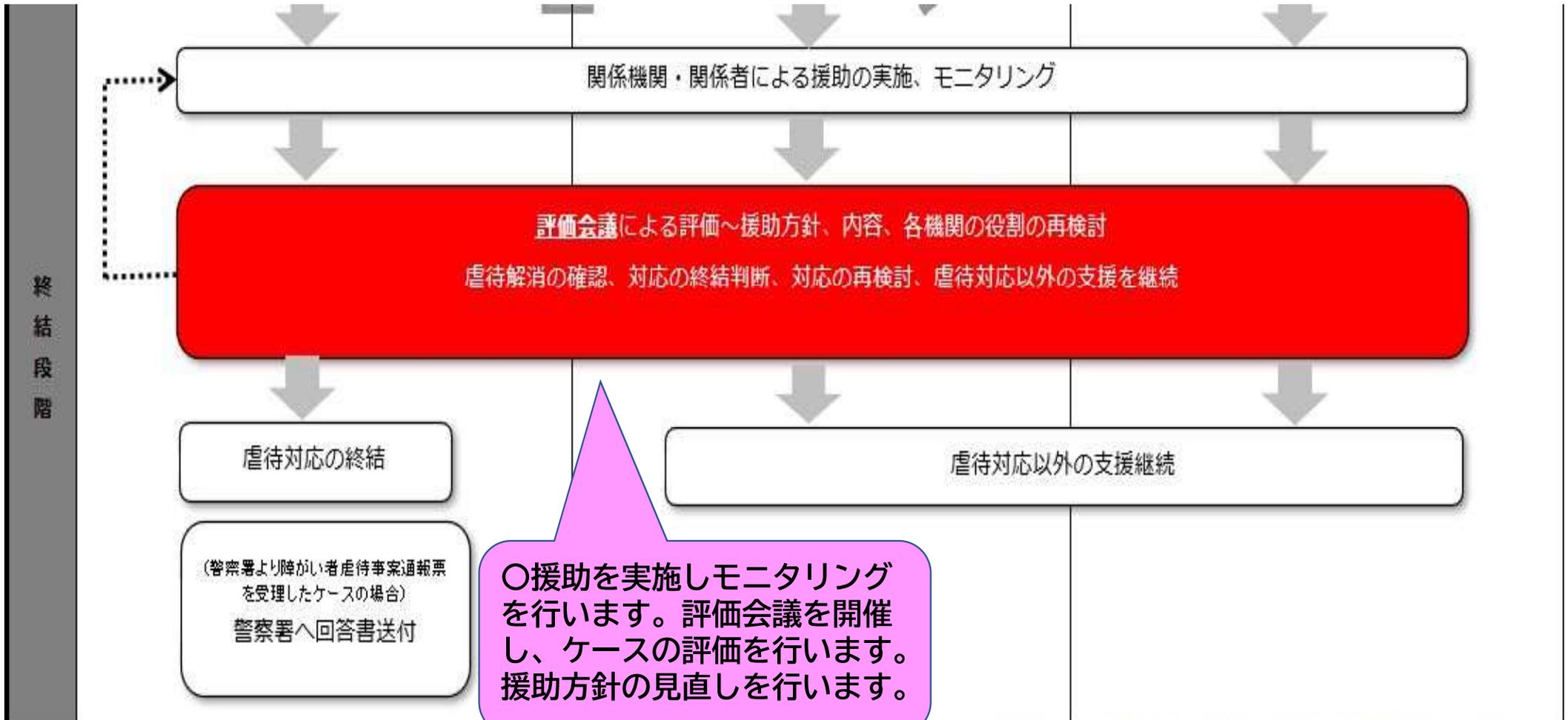
総合的な対応方針、今後の対応や目標、役割分担と期限の決定、立入調査実施の有無の決定
成年後見制度利用開始の審判請求・養護者への支援・障がい者への支援・障がい者の保護

養護者による障がい者虐待対応手順

○訪問調査を続け、会えない場合、行政が立入調査を行う場合があります。協力をお願いすることがあります。



養護者による障がい者虐待対応手順



出典：厚生労働省 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き 参考

ヒアリングの際にいただいたご意見・質問に
対する回答について

Q&A ①

御意見・御質問	回答
<p>事実確認する対応職員は？</p>	<p>基本的に担当中学校区委託相談員と、よりそい支援課地区担当職員が対応することを想定しています。</p>
<p>事実確認を行うのは、担当中学校区委託相談員か？計画相談か？</p>	<p>基本的に担当中学校区委託相談員に対応していただきます。 協力を得られるのであれば、関わっている計画相談や担当中学校区外計画相談員に状況確認や事実確認の対応をお願いすることもあります。必要により、決めていきます。</p>
<p>担当中学校区委託相談員がケースに関わっている場合、どうするか？</p>	<p>基本的に担当中学校区委託相談員に対応していただきます。 協力を得られるのであれば、関わっている担当中学校区委託相談員に状況確認や事実確認の対応をお願いすることになります。必要により、決めていきます。</p>

Q&A ②

御意見・御質問	回答
<p>担当中学校区委託相談員が虐待対応に入ること で、該当家庭との信頼関係が気になる。</p>	<p>よりそい支援課からは担当中学校区委託相談員に連 絡します。 担当中学校区委託相談員がケース対応をすることが 心配な場合、担当中学校区委託相談員から基幹的 リーダーに相談してください。</p>
<p>対応する時間は？仕様書に書かれている時間 内でいいか？</p>	<p>現段階では、原則、夜間・土日祝日は、よりそい支 援課が対応しますが、本人の権利擁護の観点で可能 な範囲で協力を得られる場合は対応をお願いするこ ともあります。</p>
<p>研修してほしい。</p>	<p>研修を予定しています。</p>
<p>課題を共有する場と振り返りの場を設けるこ とを考えてほしい。障がい者相談支援事業 所・障がい福祉課・包括・高齢福祉課・より そい支援課・こども相談課など関係者が集 まって課題共有と振り返りをする場を設けて ほしい。</p>	<p>今後、調整していきます。</p>

別紙 2

御意見・御質問	回答
事実確認する対応職員は？	基本的に担当中学校区委託相談員と、よりそい支援課地区担当職員が対応することを想定しています。
事実確認を行うのは、担当中学校区委託相談員か？計画相談か？	基本的に担当中学校区委託相談員に対応していただきます。 協力を得られるのであれば、関わっている計画相談や担当中学校区外計画相談員に状況確認や事実確認の対応をお願いすることもあります。必要により、決めていきます。
担当中学校区委託相談員がケースに関わっている場合、どうするか？	基本的に担当中学校区委託相談員に対応していただきます。 協力を得られるのであれば、関わっている担当中学校区委託相談員に状況確認や事実確認の対応をお願いすることになります。必要により、決めていきます。
担当中学校区委託相談員が虐待対応に入ること、該当家庭との信頼関係が気になる。	よりそい支援課からは担当中学校区委託相談員に連絡します。 担当中学校区委託相談員がケース対応をすることが心配な場合、担当中学校区委託相談員から基幹的リーダーに相談してください。
対応する時間は？仕様書に書かれている時間内でいいか？	現段階では、原則、夜間・土日祝日は、よりそい支援課が対応しますが、本人の権利擁護の観点で可能な範囲で協力を得られる場合は対応をお願いすることもあります。
研修してほしい。	研修を予定しています。
課題を共有する場と振り返りの場を設けることを考えてほしい。障がい者相談支援事業所・障がい福祉課・包括・高齢福祉課・よりそい支援課・こども相談課など関係者が集まって課題共有と振り返りをする場を設けてほしい。	今後、調整していきます。

令和8年度開催予定 養護者による障がい者

虐待対応研修

よりそい支援課

令和8年度 開催予定の重層的支援推進研修（案）

※現時点での予定であり、今後変更の可能性があります。

研修名	開催日	時間	研修会場	対象
動画視聴研修	動画視聴研修		オンライン	
初任者向け研修	令和8年4月10日（金） 令和8年4月14日（火）午前 令和8年4月16日（木）午後		◎令和8年4月10日（金）のみ 東51・52会議室 ◎令和8年4月14日（火）、 4月16日（木） 東大会議室1、2	
包括・行政向け養護者による高齢者虐待対応研修	①令和8年6月2日（火） ②令和8年6月3日（水）	①13:30～17:00 ②13:00～16:30	東51、東52会議室	基幹包括支援センター 地域包括支援センター 豊田市役所職員
民間事業所向け養護者による高齢者虐待対応研修	令和8年6月9日（火）	13:30～15:30	東大会議室3、4	ケアマネ・民間事業者向け
応対基礎研修	令和8年6月10日（水）	10:00～11:30	東大会議室3、4	豊田市役所職員
重層ワークショップ	令和8年6月19日（金）	13:30～16:00	東51、東52会議室	

養護者による障がい者虐待対応研修	令和8年7月7日(火)	13:30~16:30	東大会議室3、4	
支援会議研修	令和8年7月16日(木)	13:30~16:30	東大会議室1、2	
重層ワークショップ (管理職向け)	令和8年8月6日(木)	13:30~16:00	東51、東52会議室	
重層ワークショップ (担当長・担当者研修)	令和8年8月7日(金)	9:00~11:30	東51、東52会議室	
地域づくり研修	令和8年9月8日(火)	13:30~16:30(予定)	福祉センター41会議室	
政策基礎研修	令和8年10月1日(木) 令和8年10月2日(金)	終日	東65会議室	豊田市役所職員
参加支援研修	令和8年12月8日(火)	13:30~16:00	東大会議室1、2	

(参考) その他 開催予定がある会議や勉強会

	開催時期
地域づくりミーティング	未定(各エリアにより開催日を設定)
専門フェロー(福祉支援担当)による勉強会	未定

高齢者・認知機能が低下した人が迷わない

環境づくりの普及に向けて

高齢福祉課

高齢者・認知機能が低下した人が 迷わない環境づくりの普及(情報提供)

1 情報提供の背景

(1)国の位置づけ

[共生社会の実現を推進するための認知症基本法]第3条基本理念第3項

「認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。」

(2)市の位置づけ

[第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画]

・重点施策3「社会全体で取り組む認知症支援」

→認知症施策推進計画「4. バリアフリーの促進と社会参加」

2 認知症等の人にわかりやすいデザイン とは？

認知機能が低下した方でも、「見つけやすい」「わかりやすい」デザインのこと。
つまり、認知症の人も含め、あらゆる人にとってもわかりやすいということ。

3 デザインの効果

認知症の症状

- ・記憶障がい
- ・見当識障がい
- ・理解・判断力の障がい

加齢による症状

- ・視力・聴力の低下
- ・歩行障がい など

本人の自立した行動を妨げる要因

わかりやすいデザインによって、適切な環境を整える

本人のできることは“できるまま” = 自立支援
家族や介護者の手間減 ↻



- ・白い壁に、白い便器
- ・便器に近づくと、手洗いの照明により便器付近に影ができてしまう



- ・床、壁の色と便器の白色のコントラストが強く、便器が見やすい
- ・影ができにくく、明るい室内



- ・白い壁に、白い扉で扉が分かりにくい
(モザイク調も×)
- ・ピクトグラムが小さい



- ・大きいピクトグラム
- ・文字も併記する

4 今後の市の動き

市内の各種施設において分かりやすいデザインが取り入れられるよう理解啓発を行いつつ効果の検証を行い、認知症等の人々が社会参加しやすいまちづくりを推進します。

5 お願い

改修・改築などのタイミングでデザイン導入を検討される場合は、豊田市福祉部高齢福祉課(0565-34-6984)へご相談ください。必要に応じて、専門コンサルタントからの相談支援を紹介します。

参考資料:福岡市「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」



認知症サポーター養成講座の受講について

高齢福祉課

認知症サポーター養成講座の受講について

1. 講座内容

認知症の基礎知識から認知症の人への対応の基礎まで学ぶことができます

- ・ 認知症とはどういうものか
- ・ 認知症の症状
- ・ 認知症の診断、治療
- ・ 認知症予防についての考え方
- ・ 認知症の人と接するときの心がまえ
- ・ 認知症介護をしている人の気持ちを理解する 等

2. 受講するメリット

職員の利用者対応力向上：普段の業務を想定しながら、認知症の人の対応方法等を学ぶ

利用者やその家族の安心・信頼にも繋がります

事業所イメージ向上：認知症の理解について積極的に取り組んでいる、認知症の人にやさしい事業所イメージ向上

職員の健康管理力向上：若年性認知症の早期受診・早期診断により、進行の緩和を期待できる

3. 受講すると認知症サポーターになれます

認知症サポーターとは、認知症の人やその家族の「応援者」です。

受講者には認知症サポーターカード又はオレンジリングをお渡しします。

また、認知症サポーター登録をして頂くと、豊田市から認知症に関する情報やボランティア依頼がLINEで配信されます。

認知症があっても希望を持って暮らせる豊田を一緒に作りましょう！

4. 新しい認知症観

認知症になったら何もできなくなるという「古い認知症観」ではなく、認知症になっても、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

できないことに目を向けるのではなく、認知症の人のやりたいこと、できることに目を向けて本人の選択を尊重する支援をしていきましょう！

5. 講師

キャラバン・メイト（高齢福祉課、地域包括支援センターに所属するキャラバン・メイト又は市民メイト）

※事業所の職員が市又は県が開催するキャラバン・メイト養成研修を受講し、キャラバン・メイトとなり、事業所内で認知症サポーター養成講座を開催することもできます。

6. 受講費用

無料

7. 講座時間

90分

8. 開催例

4年目職員研修の一貫として講座を開催

※市又は地域包括支援センターが開催する市民向け講座に参加も可能

9. 開催する際の事業所への御願い

- ・受講者の募集、周知
- ・会場の確保

10. 申込み

中学校区ごとに設置されている地域包括支援センターに連絡、又は下記の URL、二次元コードから申込み。

地域包括支援センターの連絡先は、別添のちらし裏面を御参照ください。

<https://409be838.form.kintoneapp.com/public/196a4e0cafab086160a96c2fb9acebac448ee72969d886c1f2ac464a201b2870>



【連絡先】

豊田市役所福祉部高齢福祉課 認知症・包括担当

電話 (0565) 34-6984

あなたも 認知症サポーター になりませんか？

出前講座
受付中！

無料



認知症は誰でもなる可能性があります。豊田市は、
認知症になっても本人が認知症とともに
希望を持って生活できるまちづくりを
目指しています。

地域で
支える

認知症サポーターとは

認知症について正しく理解した
認知症の人やその家族の「**応援者**」です！

認知症サポーターになるには

認知症サポーター養成講座を受講すればどなたでもなれます。

講座内容

- ・ 認知症の症状
- ・ 認知症の予防についての考え方
- ・ 認知症の人への対応の心得
- ・ 早期診断、早期治療が大事なわけ
- ・ 相談先の情報

講座時間

90分

90分の時間の
確保が難しい場合は
ご相談ください

受講対象者

豊田市に在住・在勤・
在学の人

認知症サポーターが増えると、

- ・ 認知症を正しく理解して対応できる人が増えます！
- ・ 認知症の人やその家族が安心して生活できる地域づくりができます！

受講を希望される方 へのお願い

- ・ 受講者の募集、周知
(最小人数10人程度)
- ・ 会場の確保

既受講されている方

認知症に関する知識の
振り返りや知識を深める
ステップアップ講座
も開催しています

問合せ

地域包括支援センター
又は
豊田市役所高齢福祉課

連絡先は裏面参照

上記とは別に、個人の方向けの講座を地域包括支援センター又は市で開催していますのでお問合せください。

開催場所の担当地区にある地域包括支援センターにご連絡ください

担当地区	名称	所在地	電話
逢妻	ほっとかん地域包括支援センター	本新町7-48-6	36-3006
旭	ぬくもりの里包括支援センター	池島町屋ヶ平22	68-2338
朝日丘	社協包括支援センター	錦町1-1-1	32-4342
足助	足助地域包括支援センター	岩神町仲田20	62-0683
井郷	豊田福寿園地域包括支援センター	高町東山7-46	45-5357
石野	石野の里地域包括支援センター	東広瀬町神田26-1	78-6711
稲武	いなぶ包括支援センター	桑原町中村5	82-2530
梅坪台	豊田地域ケア支援センター	西山町3-30-1	34-3209
小原	ふくしの里包括支援センター	沢田町梅ノ木574	65-1600
上郷	地域包括支援センターかずえの郷	和会町東郷148	21-6725
猿投	地域包括支援センター猿投の楽園	加納町向井山9-1	45-3717
猿投台	こささの里地域包括支援センター	越戸町上西小笹116	46-9677
下山	まどいの丘包括支援センター	神殿町中切7-2	90-4335
浄水	豊田厚生地域包括支援センター	浄水町1-58-1	43-5022
末野原	みなみ福寿園地域包括支援センター	永覚新町5-194	24-5000
崇化館	ひまわり邸地域包括支援センター	栄生町5-20	33-0801
高岡	わかばやし園地域包括支援センター	若林西町北山76	51-1255
高橋	地域包括支援センターくらがいけ	岩滝町高入40-1	80-1244
藤岡	ふじのさと包括支援センター	藤岡飯野町坂口1207-2	76-5294
藤岡南	地域包括支援センター藤岡の楽園	西中山町オケ洞10-5	75-1258
豊南	トヨタ地域包括支援センター	平和町1-1	24-0623
保見	地域包括支援センター保見の里	保見町南山109-1	48-3004
前林	つつみ園地域包括支援センター	堤町堤18-1	51-5206
益富	地域包括支援センター益富の楽園	古瀬間町古宿131	41-7788
松平	笑いの家地域包括支援センター	滝脇町杉長入23	58-5152
美里	地域包括支援センターとよた苑	野見山町5-80-1	87-3700
竜神	ひまわりの街地域包括支援センター	本町本竜48	47-8158
若園	みのり園地域包括支援センター	中根町男松79	53-6361

豊田市福祉部高齢福祉課

電話番号 34-6984

FAX 34-6793

メールアドレス korei-fukushi@city.toyota.aichi.jp



豊田市障がい者通所施設歯科健診事業について

健康政策課

令和 8 年度 豊田市障がい者歯科健診事業(無料)のご案内

豊田市では、障がいがあり施設に通所している方を対象に、むし歯や歯周病を早期に発見し治療につなげることを目的とした、**歯科健康診査事業**を行っています。

詳細については以下をご確認ください。



対象者	通所施設利用者（調整の上、 10名以上 で申し込み下さい。）
実施内容	① 歯科医師による 問診、歯科健診 ② 歯科衛生士による 歯科保健指導(歯みがき指導)、 フッ化物塗布 ※②のフッ化物塗布については、希望者のみとなります。
実施日	令和 8 年 7 月～令和 9 年 2 月の木曜日
開始時間	施設と相談の上、決定 【午前の場合】 午前 9 時から 10 時までに開始 【午後の場合】 午後 1 時以降に開始 ※所要時間は、施設(人数や内容)によって異なります。
回数	1 事業所あたり 1 回／年まで
申込み	【申込期限】 令和 8 年 4 月 13 日(月) まで 【申込方法】 別添申込書に記入の上、 FAX で申し込みください。 (受診予定人数は、可能な範囲で正確な見込数をご記入ください。大幅な増減が見込まれる場合は、事前にご連絡をお願いします。)



【問合せ】

豊田市役所 保健部 健康政策課 健診担当
電話 (0565)34-6956 FAX (0565)31-6320
E-mail:kenkouseisaku@city.toyota.aichi.jp

申込期限:令和 8 年 4 月 13 日(月)

送付書不要 送付先:豊田市役所 健康政策課 行き
FAX :0565-31-6320

令和 8 年度 豊田市障がい者歯科健診事業 申込書

◆ 必要事項を記入してください。

事業所名	
担当者名	
住所	〒 _____ 豊田市
実施会場 (上記住所と異なる場合)	会場名: 住所:豊田市
電話番号	
FAX 番号	
メールアドレス	

◆ 実施希望日(実施可能期間:令和 8 年 7 月~令和 9 年 2 月)を記入してください。

<お願い> 第 1 希望~第 3 希望は、異なる月でお願いします。

	実施希望日	開始希望時間	受診予定人数
第 1 希望	月 日 (木)	午前・午後 _____時から	(10名以上で申し込み下さい) _____人
第 2 希望	月 日 (木)		※出来る限り実際の参加見込み に近い人数をご記入ください。
第 3 希望	月 日 (木)		

豊田市いじめの防止等に関する条例について

学校教育課



令和8年4月1日から始まります

豊田市

いじめの防止

等に関する条例



すべての子どもが安心して

学び育つ社会の実現に向けて

いじめの防止に
取り組むのは、**市民全員**です。



↑条文はこちら

「いじめ」とは

子どもに対して、その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的・物理的な影響を与える行為で、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。インターネットを通じて行われる行為も含みます。

基本理念

いじめの防止等の取組は、全ての子どもが学校、地域等で安心して学び、さまざまな活動に取り組み、育つことができるよう、それぞれの立場で責務を果たし、役割を担い、市全体で積極的に行わなければなりません。

目的は

全ての子どもたちが安心して生活し、健やかに学び育つことができる社会を実現することです。

いじめの防止等の取組

市(教育委員会を含みます)

市全体でいじめの防止等に取り組めるよう必要な施策を行い、関係機関との連携を図ります。



学校・教職員

保護者や関係機関と連携し、いじめの防止や早期発見に取り組む、いじめの早期解消のために対処します。



保護者

子どもの良き手本となり、規範意識や思いやる心を育てるとともに、子どもの気持ちを受け止めるよう努めます。



子ども

お互いが大切な存在であると考え、いじめをなくすために自分のできることに取り組みます。



地域住民

地域の子どもの見守り、健全に過ごせる環境づくりに努め、いじめの防止等の取組に協力します。



事業者

児童等が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりの推進や、いじめの防止、早期発見に努めます。



【問合せ先】

教育部 学校教育課

豊田市青少年相談センター（パルクとよた）

所在地 〒471-0066 豊田市栄町1丁目7番地1

電話 0565-32-6595

メール palctoyota@city.toyota.aichi.jp

(目的)

第1条 この条例は、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいいます。以下同じ。)の取組に関する基本理念を定め、市、学校及び学校の教職員、保護者、子ども、地域住民並びに事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、いじめの防止等の取組の基本となる事項を定めることにより、市全体でいじめの防止等の取組を推進し、もって全ての子どもが安心して生活し、健やかに学び育つことができる社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、子どもに対して、その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含みます。)であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいいます。

2 この条例において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除きます。)及び高等専門学校をいいます。

3 この条例において「子ども」とは、豊田市子ども条例(平成19年条例第70号)第2条第1項に規定する子どもをいいます。

4 この条例において「児童等」とは、学校その他これに準ずる施設に在籍し、又は通学する児童、生徒又は学生をいいます。

5 この条例において「事業者」とは、市内において児童等を対象とする事業又は活動を行う人又は団体をいいます。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等の取組は、どの子どももいじめに関わる可能性があることを踏まえ、全ての子どもが学校、地域等で安心して学び、様々な活動に取り組み、育つことができるよう、それぞれの立場で責務を果たし、又は役割を担い、市全体で積極的に行わなければなりません。

(市の責務)

第4条 市は、市全体におけるいじめの防止等のために必要な施策を行わなければなりません。

2 市は、いじめの防止等のために、学校、保護者、地域住民、事業者、関係機関その他の関係者との連携が図られるよう取り組まなければなりません。

(学校及び学校の教職員の責務)

第5条 学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民、事業者、関係機関その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければなりません。

2 学校及び学校の教職員は、その学校に在籍し、又は通学する児童等がいじめを受けていると思われるときは、その児童等を守り、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処しなければなりません。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、子どもの教育についての第一義的責任を持ち、子どもの気持ちや考えを受け止め、その保護する子どもがいじめを行うことがないよう、日頃から子どもの良き手本となり、規範意識や他人を思いやる心を育てるよう努めなければなりません。

2 保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合若しくはいじめを行った場合又はその保護する子どもからいじめについての相談を受けた場合は、被害を受けている子どもの安全を確保し、速やかに市、学校、事業者、関係機関その他の関係者にその内容を伝えるよう努めなければなりません。

3 保護者は、市、学校、事業者、関係機関その他の関係者が行ういじめの防止等の取組に協力するよう努めなければなりません。

(子どもの役割)

第7条 子どもは、いじめを行ってはなりません。

2 子どもは、自分を大切にするとともに、周りの人に対する思いやりを持ち、お互いが大切な存在であると考え、行動するよう努めるものとします。

3 子どもは、いじめをなくすために何ができるかを考え、いじめをなくすことに取り組むよう努めるものとします。

4 子どもは、いじめを見つけたときは、いじめをはやしたてたり、いじめを見て見ぬふりをしたりするのではなく、学校の教職員、保護者等の周りの人に相談するよう努めるものとします。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、地域において、子どもの見守り及び子どもが心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めなければなりません。

2 地域住民は、市、学校、事業者、関係機関その他の関係者が行ういじめの防止等の取組に協力するよう努めなければなりません。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、いじめの防止及び早期発見に努めなければなりません。

2 事業者は、市、学校、保護者、関係機関その他の関係者と連携して、児童等が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりの推進に努めなければなりません。

3 事業者は、いじめを発見した場合は、被害を受けている児童等の安全を確保し、その被害を受けている児童等及びその保護者の意向に沿いながら、市、学校、関係機関その他の関係者と連携して対応する等、いじめの解決のために対処するよう努めなければなりません。

4 事業者は、従業員等に対して、いじめの防止等に関する研修の機会の確保に努めなければなりません。

(いじめ防止基本方針及びいじめの防止等に関する計画)

第10条 市は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」といいます。)第12条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針(以下「基本方針」といいます。)を定めます。

2 市は、基本方針にのっとり、市におけるいじめの防止等に関する計画を定め、総合的に施策を推進します。

(関係者との連携等)

第11条 市は、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援、いじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等の取組が、適切かつ迅速に行われるよう、学校、保護者、地域住民、事業者、関係機関その他の関係者との連携の強化及び必要な体制の整備を行います。

(いじめの防止等の取組に従事する人材の確保及び資質の向上)

第12条 市は、いじめの防止等の取組が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、次のことを行います。

(1) 学校の教職員又は事業者の従業員等への研修の充実に関すること。

(2) 心理、福祉又はいじめの防止等に関する専門的知識を持つ職員の確保に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等の取組のために必要な人材の確保及びその資質の向上に資する措置に関すること。

(豊田市いじめ問題対策連絡協議会)

第13条 教育委員会は、学校、関係機関その他の関係者との連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、豊田市いじめ問題対策連絡協議会(以下「連絡協議会」といいます。)を置きます。

2 連絡協議会の委員は、20人以内とします。

3 連絡協議会の委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識及び経験のある人のうちから、教育委員会が選びます。

(豊田市いじめ防止対策委員会)

第14条 教育委員会は、教育委員会と連絡協議会との円滑な連携の下に、基本方針に基づきいじめの防止等の取組を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、豊田市いじめ防止対策委員会(以下「対策委員会」といいます。)を置きます。

2 対策委員会の委員は、15人以内とします。

3 対策委員会の委員は、公共的団体等が推薦する人、弁護士、心理、福祉等に関する専門的知識を有する人、関係機関の職員、学識経験者その他教育委員会が適当と認める人のうちから、教育委員会が選びます。

(豊田市いじめ問題調査委員会)

第15条 教育委員会は、法第28条第1項の重大事態が発生した場合は、その重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び審議を行うため、同項の規定に基づき、豊田市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」といいます。)を置きます。

2 調査委員会の委員は、15人以内とします。

3 調査委員会の委員は、公共的団体等が推薦する人、弁護士、心理、福祉等に関する専門的知識を有する人、関係機関の職員、学識経験者その他教育委員会が適当と認める人のうちから、教育委員会が選びます。

(個人情報の取扱い)

第16条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに十分に留意し、その個人情報をいじめの防止等の取組に関する事務の遂行以外のために用いてはなりません。

2 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはなりません。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、必要なことは、教育委員会が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(豊田市附属機関条例の一部改正)

以下、略

(豊田市子ども条例の一部改正)

以下、略

- ・ 高齢者及び障がいのある方向けの熱中症啓発

用資材の情報提供

- ・ 熱中症を学ぶイベントの情報提供

- ・ 熱中症対策アンバサダー講座の受講について

環境政策課



豊田市の暑さ及び搬送状況と令和8年度熱中症対策について

1 令和7年度の豊田市の暑さ及び搬送状況

- 令和7年度豊田市においては、最高気温が35度以上の**猛暑日が57日【図1】**、**熱中症警戒アラート発表回数が51回**、**熱中症搬送者数が474人【図2】**といずれも**過去最多**を記録。
- 熱中症搬送者のうち、高齢者は267人（56%）で、昨年度より人数・割合ともに増加。発生場所は、住居が最も多く168人（35%）、次いで仕事場が100人（21%）



2 令和8年度熱中症対策に関する情報提供

令和7年5月23日付で「**熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）**」が発出されました。本文書は、厚生労働省・環境省・こども家庭庁の連名で、医療機関、薬局、介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業者、社会福祉事業を実施する者、高齢者クラブ、シルバー人材センター、民生委員、こども園、保育事業所、児童相談所、ボランティア、事業場等を通じ、又は健診、健康相談等の機会を利用して、**こまめな水分の補給やエアコンの利用等の熱中症の予防法**について呼びかける旨を通知しています。つきましては、熱中症予防啓発資料や、イベント、講座の情報提供をしますのでご活用ください。

項目	内容
ア 熱中症予防啓発資料の情報提供 (別添1参照)	各対象への啓発に利用できるリーフレット等情報提供
イ 熱中症対策アンバサダー講座 主催：大塚製薬株式会社 特別協力：独立行政法人環境再生保全機構 後援：環境省・文部科学省・農林水産省 協力：豊田市	地域で活躍するスポーツ推進委員などを対象に、熱中症に関する知識を学び、地域における熱中症対策のけん引役となる人材の育成を進めています。その一環として、「共働によるまちづくりパートナーシップ協定」を締結している大塚製薬株式会社とともに、「熱中症対策アンバサダー®講座」をオンデマンドで開催します。是非ご受講ください。 申込方法：5月31日（日）までに右記申込フォームより事前申込後、環境政策課から申込用のチラシをメールにて送付 受講開始：令和8年4月1日（水）～
ウ 市民向け熱中症対策イベント 「立浪和義さんと熱中症を学ぼう！」 主催：豊田市 (別添2参照)	熱中症対策の一環として、市民等を対象に、熱中症を予防する方法を楽しく学ぶイベントを開催しますので、職員及び市民の皆様へのご周知をお願いいたします。 イベントでは、元中日ドラゴンズ選手・監督の立浪和義（たつなみ かずよし）氏と、愛知みずほ大学スポーツ科学博士の刑部純平（おさかべ じゅんぺい）氏を招き、熱中症に関するクイズ大会や、立浪氏の選手経験に基づいた熱中症対策に関するトークセッション、刑部氏による熱中症の予防に関する基礎講座を行います。

別添 1 熱中症予防啓発資料の情報提供

タイトル	イメージ等	サイズ	概要
① 高齢者をサポートする方へ 熱中症対策ハンドブック 		A4 版 12 ページ	高齢者やそのご家族、専門職の方々に普及・啓発のツールとして組織や団体等でお使いいただけるようポイントをまとめた冊子です。豊田市版を現在作成中で、令和 8 年 4 月中に市 HP で公開予定です。
② 高齢者のための熱中症対策 — 2023 年 5 月版 — 		A4 版 2 ページ (A4 裏表)	高齢者における注意点や、予防法についてまとめたリーフレット
③ 障がいをお持ちの方へ 		A4 版 2 ページ (A4 裏表)	厚生労働省が作成。障がいをお持ちの方に向けて、それぞれの障がいに応じた熱中症対策を分かりやすくまとめたリーフレット
④ 熱中症環境保健マニュアル 2022 — 令和 4 年 3 月改訂 — 		A4 版 96 ページ	広く一般の方々に対し熱中症について普及啓発を図ることを目的に作成されたマニュアル

<p>⑤ 熱中症環境保健マニュアル～総論～ 2025年7月版</p> 		<p>A4版 18ページ</p>	<p>① 熱中症環境保健マニュアル 2022 は令和7年7月末現在改定中です。改定した総論部分のみ先行公開されています。</p>
<p>⑥ 日常生活における熱中症予防 第3版（2023年） （日本生気象学会）</p> 		<p>A4版 28ページ</p>	<p>「日常生活における熱中症予防指針 Ver.4」の内容を、より広く利用してもらうために、一般市民に向けて分かりやすく、できるだけ平易な表現でまとめた冊子 暑さに慣れる方法、暑さに備える住居の工夫、衣服や生活の工夫、エアコンの使い方などが記載されています。</p>
<p>⑦ 熱中症予防行動をとりましょう！</p> 		<p>A2版 1ページ</p>	<p>熱中症を予防するためには、全ての関係者が熱中症予防行動を理解、実践し、日頃から熱中症に対する備えを万全とすることが重要です。 熱中症予防行動のポイントをまとめたポスター</p>
<p>⑧ ペンギンさんの熱中症講座 （約15秒動画）</p> 		<p>約15秒の 動画 5種類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適切にエアコンを使用しよう ・水分・塩分の補給をしよう ・見守り・声かけをしよう ・暑さ指数を確認しよう ・熱中症予防行動のポイント

【環境省熱中症予防啓発資料】 https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_pr.php より



【厚生労働省熱中症予防啓発資料】

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/pamph.html より



【独立行政法人環境再生保全機構】 <https://www.erca.go.jp/heatstroke/about/download.html> より



【その他】

- 必要時印刷してご使用ください。
- 上記リーフレット等の利用について（環境省より）
ご利用にあたっては、以下のルールのご確認ください。
 - ・自治体、学校、企業、個人にかかわらず、自由にお使いいただけます。利用に当たって、環境省へ申請や連絡をする必要はありません。
 - ・自治体、学校、企業等のロゴを入れて利用・配布することが可能です。
 - ・資料名を出典として明記すれば、一部をそのまま抜き出して利用・配布することが可能です。図表等であっても、編集・加工をせずにそのまま利用する場合は、資料名を出典として明記してください。
例：環境省「熱中症環境保健マニュアル2022」より出典
 - ・資料の一部を編集・加工して利用・配布する場合は、「環境省●●(資料名)を参考に、△△で作成」といったように、編集・加工されていることがわかるように記載してください。
例：環境省「熱中症環境保健マニュアル2022」を参考に、〇〇市で作成（編集、加工）
 - ・第三者（国以外の者）の権利を侵害しないようにしてください。
 - ・いずれの場合であっても、読者に環境省が特定の商品や企業を推薦しているような誤解を与える方法や本来の記載意図と異なる印象を与えるような方法で資料を利用・配布することはできません。

（参考情報）

- ・ 環境省HP「著作権について」 <https://www.env.go.jp/mail.html>

立浪和義さんと熱中症を学ぼう



日時

2026年5月9日(土)
13:00~15:00

場所

豊田産業文化センター 小ホール
[豊田市小坂本町1丁目25]

講師

野球解説者/元中日ドラゴンズ監督

立浪和義氏

愛知みずほ大学 講師 **刑部純平氏**

内容

- ・市内の熱中症搬送状況や暑さについて
(情報提供:豊田市)
- ・からだの仕組みから学ぶ熱中症の予防法と
応急処置 (講師:刑部純平氏)
- ・熱中症に関するトークセッション
(立浪和義氏 × 刑部純平氏)

◀ 立浪和義氏プロフィール

大阪府摂津市出身の元プロ野球選手。通算二塁打日本記録保持者。1987年、PL学園時代に春夏連覇を達成。同年ドラフト1位で中日ドラゴンズに入団。主に内野手として活躍し、1988年新人王、ベストナイン2回、ゴールデングラブ賞5回受賞。2022~24年には中日ドラゴンズ監督を務める。

刑部純平氏プロフィール▶

愛知みずほ大学人間科学部心身健康科学科講師。博士(スポーツ科学)。日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー。スポーツ活動時や日常生活における熱中症対策に関する研究を行う。日本生気象学会「熱中症予防研究委員会」委員を務める。



お申込み

2026年4月21日(火)までに申込フォーム又はお電話でお申込みください

※定員を超過した場合は抽選となります ※抽選結果は5月1日(金)までに環境政策課から通知いたします。

豊田市役所 環境政策課

☎ 0565-34-6650

[受付時間] 平日8:30~17:15

申込
フォーム

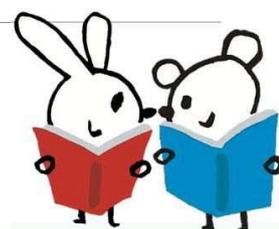


豊田市中心図書館障がい者サービスコーナーに

ついて

豊田市中心図書館

豊田市中央図書館の 障がい者サービスについて



豊田市中央図書館の障がい者サービスについて説明させていただきます。

障がい者サービスを受けるには

利用カードの登録条件

- 1.愛知県内在住
- 2.身体障がい者手帳、療育手帳、
介護認定4以上をお持ちの方

貸出期間:30日間

豊田市中心図書館で障がい者サービスを受けるには、障がいの内容が分かる手帳をもって障がい者サービスコーナーで利用手続きをする必要があります。
障がい区分で登録できるのは☆愛知県内在住で☆身体障がい者手帳、療育手帳もしくは介護認定4以上の方です。
貸出期間は一般区分の利用者は15日間ですが、☆障がい区分の利用者は30日間です。

図書館で行っているサービス

- 障がい者用図書の貸出
- 郵送貸出
- 対面朗読
- 視覚障がい者用機器類の貸出

図書館で行っている主なサービスは☆障がい者用図書の貸出、☆郵送貸出、☆対面朗読、☆視覚障がい者用機器類の貸出です。

障がい用図書の種類

障がい者用図書	貸出対象者
点字図書	視覚障がい者
点字絵本	視覚障がい者 療育手帳を持っている方
録音図書(デイジー図書)	視覚障がい者 重度身体障がい者、要介護4以上
字幕付き映像資料	聴覚障がい者

障がい者用図書は主に点字図書、点字絵本、録音図書、字幕付き映像資料の4つに分けられます。

貸出対象の利用者はそれぞれ持っている障がい・等級によって異なります。では、障がい者用図書について説明していきます。

点字図書・点字絵本について

点字絵本



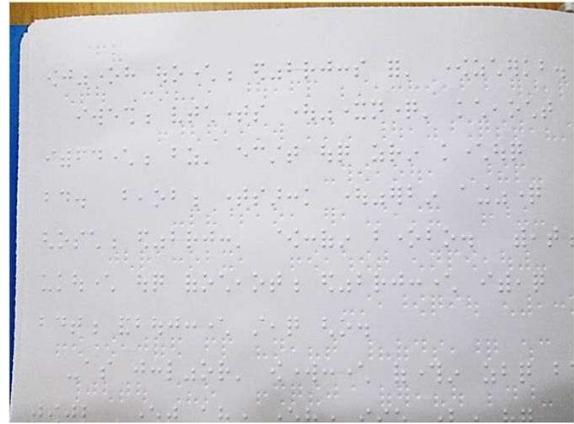
点字図書は1冊の本を点字で印刷している本です。本1冊を点字本にすると4冊くらいになります。

図書館の点訳ボランティアの方には所蔵している図書や利用者からリクエストがあった図書を点字本として作成していただいています。

☆点字絵本は文章の上に点字がついていたり、絵を点図というもので表している絵本のことです。

絵本に点字をつけたもの以外にも指で触るだけの迷路などもあります。

点字図書



録音図書(デイジー図書)について



カセットテープ



プレクストーク



デイジー図書

録音図書には☆カセットテープと☆デイジー図書の2種類あります。現在使用されている録音図書はほとんどデイジー図書で作成されています。

図書館でも音訳ボランティアの方に、所蔵している図書やリクエストがあった図書をデイジー図書として作成していただいています。

また、デイジー図書は普通のCDではないため、☆プレクストークという専用の機械が必要です。CDプレイヤーやパソコンなどでは再生することができません。

字幕付き映像資料について



字幕付き映像資料は、映画に字幕や副音声がついているDVDです。貸出できないDVDは館内で視聴することができ、図書館では字幕付き映像資料を活用したバリアフリー上映会というイベントを開催しています。

郵送貸出について

郵送できる利用者

- 豊田市内在住
- 身体障がい者手帳 1～3級
療育手帳A判定

※障がいの内容によって、郵送できる図書・資料は異なる

図書館では障がいをお持ちの方を対象に郵送貸出を行っています。送料は無料です。障がい者資料を郵送できるのは☆豊田市内在住で☆身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A判定の利用者です。☆障がいの内容によって郵送できる図書・資料が異なります。

郵送できる資料

対象	郵送できる資料
視覚障がい1～3級	点字本、点字絵本、録音図書、活字図書、CD
聴覚障がい1～3級	字幕付き映像資料、活字図書
その他身体障がい1～3級	活字図書
療育手帳A判定	点字絵本、活字図書

視覚障がい1～3級は点字本、点字絵本、録音図書、活字図書、CD。

聴覚障がい1～3級は字幕付き映像資料、活字図書。

その他身体障がい1～3級は活字図書。

療育手帳A判定は点字絵本、活字図書を郵送することができます。

対面朗読について

音訳ボランティアによる朗読サービス

対象：視覚障がい者

時間：1回2時間程度（事前予約）

利用者が持参した本や取扱説明書などを朗読

対面朗読は音訳ボランティアによる朗読サービスで、利用できるのは☆視覚障がいの利用者です。

☆時間は1回につき2時間程度ですが、事前に音訳ボランティアの方へ連絡が必要なため、予約が必須です。

☆対面朗読ができるものは利用者が持参した本や取扱説明書などです。

視覚障がい者への機器貸出について



拡大読書器

プレクストーク

対象:プレクストークの購入を検討している方
期間:30日間(館外への貸出可)

その他機器

拡大読書器
音声読み上げ機

} 館内で利用可

機器の貸出について、視覚障がい者へはプレクストークの貸出を行っています。
対象は☆プレクストークの購入を検討している視覚障がいの利用者で、☆貸出期間は30日間です。

☆拡大読書器や音声読み上げ機は館内で利用することができ、拡大読書器は視覚障がいの利用者に限らず、一般の利用者も使用することができます。

令和 8 年出水期から始まる新たな防災気象情報

について

防災対策課

【防災気象情報を活用する組織向けのご案内】
～施設・学校・企業・自治体等の防災担当者の方へ～

令和8年より 気象の警報などが 大きく変わります

情報名称などが大きく変わるため、
防災計画等の点検や見直しをお願いします。

防災気象情報
いつ逃げる？
レベルで判断！
避難の判断がよりしやすく

【一覧表】

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

◎発表される警報・注意報の名称にレベルが付記されます。避難行動と直結するレベルがすぐわかり、避難判断の目安が明確になります。詳しくは裏面に。

【変更例】

(旧)「大雨警報」

→ (新)「レベル3大雨警報」

警戒レベル3 (高齢者等避難) に相当



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

◎危険な場所から避難が必要な状況であるレベル4相当の情報が「危険警報」として発表されます。

【変更例】

(旧)「土砂災害警戒情報」

→ (新)「レベル4土砂災害危険警報」



河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります (特別警報の新設など)

◎従来の「洪水警報」「洪水注意報」は廃止されます。今後は河川の区分に応じ伝え方が変わります。

【変更例】

(旧)「洪水警報」

→ 【洪水予報河川※】

(新)「レベル3氾濫警報」

→ 【洪水予報河川以外の河川】 (新)「レベル3大雨警報」

◎河川の氾濫に関し「レベル5氾濫特別警報」が新設されます。

※国土交通省または都道府県と共同で発表する洪水予報の対象河川



線状降水帯の発生などは「気象防災速報」として発表します

◎極端な現象は新たに「気象防災速報」として発表します。

【変更例】

(旧)「顕著な大雨に関する気象情報」

→ (新)「気象防災速報 (線状降水帯発生)」

(旧)「記録的短時間大雨情報」

→ (新)「気象防災速報 (記録的短時間大雨)」



避難のタイミングは レベルで判断

災害が起きる前に何をすべきか、
レベルごとにチェック！



時間推移のイメージ

数日～1日前

半日～数時間前

数時間～3時間前

2時間～0時間前

災害発生

レベル1 早期注意情報

- ・災害への心構えを一段高める
- ・職員の連絡体制を確認する

レベル2 注意報

- ・ハザードマップ等で災害リスクを再確認する
- ・自治体から発表される避難情報の把握手段を再確認する

レベル3 警報

- ・避難に時間がかかる**高齢者等は危険な場所から避難する**
- ・高齢者等以外の人も必要に応じて避難の準備や自主避難

レベル4 危険警報

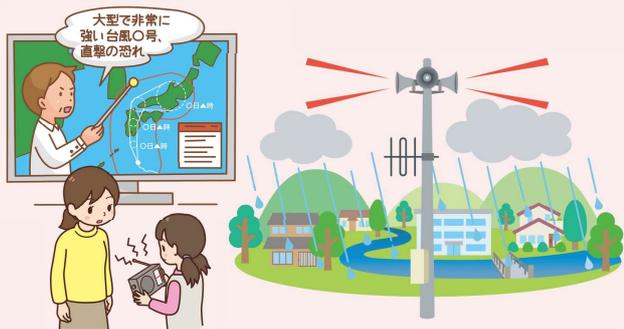
- ・**危険な場所から全員避難する**
- ※台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了

レベル5 特別警報

- ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況
- ・今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する

災害の情報、 どう受け取る？

警報・注意報や気象防災速報は、テレビ、ラジオ、インターネット、防災アプリ、自治体の防災無線などを通じて伝えられます。あらかじめ情報入手手段の確認をお願いします。



このあとどうなる？ をチェックしよう

警報等の情報が発表された際には、危険度を地図上に示したキキクルや、今後の危険度の推移を示した時系列情報（明日までの警報等の見通し）などを、気象庁ホームページで確認してください。



キキクル 検索

▼キキクル画面イメージ 10分ごとに更新される



▼時系列情報（明日までの警報等の見通し）

2026年XX月XX日11時00分発表														
○○市	地域	10-15	15-18	18-21	21-24	00-03	03-06	06-09	09-12	12-15	15-18	18-21	21-24	※備考・関連する情報
1時間最大雨量(mm)					10	30	60	50	20	20	10			
2.4時間最大雨量(mm)														200
大雨														
土砂災害														
高潮	潮位(m)	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.5	1.0	1.5	1.0	0.5	